

法科大学院協会に対するヒアリングの概要

(委員長 , 委員 , 法科大学院協会)

初めての新司法試験を実施したところであるので、法科大学院における教育の現状、あるいは、法科大学院側から見た今回の新司法試験の実情について、率直な御意見をお聞きしたい。

法科大学院協会でも、新司法試験について会員校への意見調査、そのほか色々な議論をしている。本日はそのような協会の中での議論や意見を紹介しながら、基本的には一教員としての私の意見を述べたいと思っている。したがって、必ずしも法科大学院協会としての一致した意見を申し上げるわけではないことを御理解いただきたい。

まず、私どもの立場から言うと、新司法試験について評価するとき一番重要なポイントは、今回の新司法試験の内容が法科大学院教育の内容と適合していたかという問題である。つまり、新司法試験の内容が法科大学院での学習の成果を試すものとして適切なものだったかという観点である。これについては、基本的に、肯定的に、つまり、ほぼそうだったと見ることができると考えている。協会の会員校へのアンケートにおいても、新司法試験全体としての問題の難易度、出題の傾向については、ほぼ適当であるという回答が多数を占めている。それから、私どもの法科大学院の修了者と試験後に話し合った際にも、法科大学院で学習したことが試される試験だと感じたという意見が多く聞かれた。また、残念ながら今回不合格となった者たちが、もう一度、法科大学院の授業を聴講したいと希望していることも、法科大学院で学んだことを試される試験であるという実感を持ったことを示していると思われる。

法科大学院の学内成績と新司法試験の結果がどうなっているかということも非常に關心のあるところだと思われるが、私としては、確かに正の相関があると考えている。例えば、新司法試験の成績を得ることができた30人についてであるが、在学2年間のGPAと新司法試験の総合点数がどうなっているかという相関を見ると、いわゆる相関係数が0.28となっている。全科目で見るとそうであるが、法科大学院の中で起案を中心とするような科目があり、それだけを見るとその点数と新司法試験の総合点数との相関係数は0.54とかなり高くなっている。恐らく、サンプル数が増えればこの相関ももっと高くなるのではないかと予想している。他の大学でも、学内のGPAと新司法試験の合格率との間に明らかな相関があるという報告例がある。これも法科大学院の教育内容と新司法試験の成績とに相関があるということであり、このような相関関係は、今後、法科大学院協会も主体的に加わった場で更に正確に検証されることになるものと考えている。ただし、学内成績と新司法試験の成績の相関は、単に高ければ高いほど良いというものでもないと思う。もし、それらが完全に一致するとすれば、どちらかが不要であると、極論すればそうになってしまう。つまり、法科大学院と新司法試験は連携しながら、しかし、同時に異なる役割を分担するという面があるかと思われる。例えば、法科大学院では新司法試験の科目以外のものもしっかり学習してもらわなければいけない。そうすると、全体の成績と新司法試験の結果はやはり完全には相関しないのが自然であるということである。したがって、学内成績と新司法試験の成績とは、具体的

な数字では言えないが、そこそこの相関があるというのが望ましい姿かと考えている。

東京弁護士会が実施した受験者に対するアンケートを見ると、公法系、民事系を中心に出题内容が法科大学院での教育内容よりも超過しているという意見が多くなっている。また、法科大学院協会の中でのアンケートでも、特に公法系については短答式、論文式ともに難しすぎるという意見が返ってきている。特に論文式試験については、協会の中でのアンケートで難しすぎるという回答が半数を超えている。同じく協会の中でのアンケートでは、新司法試験の内容に照らして法科大学院の授業内容に変更を要するという意見が半数を超えている。このような変更を要するという意見は、公法系、民事系について多く見られる。これをどう理解するかは、かなり難しい問題と思われる。まず、受験者の意見について見ると、どうしても受験する側から見ると問題が難しく見えるというのはやむを得ない面があると思われる。ただし、出題者は専門家であるので、その専門家の目で見ると、2年ないし3年間の勉強で全科目を受けなければいけない受験者の立場はやはり違う。そういう受験者の立場からの視点で問題を見るということも重要かと思う。そのような観点からは、例えば、公法系の短答式の難易度について再検討の余地があるのかもしれないと考えている。

それから、授業内容を変更する必要があるという教員の意見の中では、大きな変更を要するという意見は少なく、多少の変更を要するという意見が多数を占めている。この多少の変更を要するという意見の中にも、恐らく、2種類のものが含まれているのではないかと私は解釈している。つまり、新司法試験の方が難しすぎるという批判的な見方と、逆に自分たちの授業内容が不十分だったという反省的な見方の両方がある可能性がある。前者の批判的な見方、つまり、新司法試験が難しすぎるというのであれば、それは具体的に発言をして改善につなげていく必要があるだろうと思われる。もし、授業内容の変更を要するという意見が、新司法試験で出題されることはすべて法科大学院で教えなければいけないという理解に基づいているのだとすると、それは当たらないと私は考えている。出題者もそのようなつもりではなく、基礎的な理解があれば応用力で対応できる問題を想定しているのだろうと推測される。法科大学院の教員としては、このような出題者の期待を正確に読み取って学生に伝えることも重要であると考えている。

論文式の出題形式も法科大学院での学習の成果を試すのに適切であったと思われる。

多くの情報量を与えてその中から重要なものを選び出し、法的な議論を構成する力が問われていたと思われる。これは、法科大学院の教育が目指すものと一致していた。それから、公法系や民事系を見ると、当事者の立場からの立論を問う出題がされている。これは、実務家を育てるという法科大学院教育の目的に照らして適切である。また、このような出題は一つの問題を多角的に色々な面から見る力を問う意味でも利点があり、同時に受験者自体の価値判断を問わないという点で中立的な出題だと思われる。私は、刑事系でもこのような出題を試みていただきたいと考えている。

また、判例にかかわる問題では、判例自体を資料として与えた上で、それと設例との関係を尋ねるといった形式も試みてよいのではないか。これも判例の意味を考えさせるという法科大学院での教育方法と結び付いた出題と思われる。

次に私が着目する観点は、旧司法試験の弱点を克服するような内容の試験になっていたかどうかという観点である。旧試験の弱点を一言で言うと、憶えたことを書く試験になってしまったことである。出題者側は決してそれを期待したわけではないけれども、

しかし、結果として解答パターンを吐き出す型にはまった答案が多くなってしまった。その結果、受験者が本当に問題と対決して考えたことを書く答案が少ないという傾向があった。

これに対して新司法試験では、具体的事案の分析力や論理構成の力が問われるので、記憶した解答パターンでは対応しにくい問題になっていたと言えると思う。基本的には考えたことを書く試験への転換が成功したと考えている。ただし、問題は、試験の時間に照らして必要な作業量が多すぎる。つまり、受験者に期待される作業量が多すぎるという問題があると思われる。そうになると、応用力を問うはずの問題でも、受験者に十分に考える時間がない。その結果、表面的な知識で解答するという結果になったという面があるのではないかと考えている。そのために、せっかく分析力があってもそれがなかなか発揮できない場面があったのではないかと考えている。受験者からも時間が短かったために、考えて書くという法科大学院で学んだ力を十分に生かすことができなかったという感想が聞かれた。この辺は改善の余地があるのではないと思われる。

それから、受験者に対して過大な要求をしていないかという観点も重要かと思われる。

まず、短答式の問題について見ると、法科大学院協会のアンケートでは先ほど申したように公法系では難しすぎるという意見が40パーセントほど出ている。それを除くと、水準としてほぼ妥当という回答が多くなっている。私が刑事系の問題を見ても、かつてのパズル的な要素は減って、素直な問題になっていると思った。ただし、協会のアンケートでは問題の量が多すぎるという意見が短答式全体について40パーセント弱、刑事系については50パーセントくらい出ている。私自身が刑事系の短答問題を解答してみたが、制限時間内では終われなかった。じっくり考える受験者が振り落とされてしまうことは適切ではないのではないかと心配している。短答式について、来年からは純粋未修者も受けることになるので、純粋未修者が3年間の学習で対応できる水準かどうかという観点からの問題の評価も必要かと思われる。論文式については、既に述べたとおり試験時間に照らして要求する作業量が多すぎたために、かえって受験者の本当の力が見えにくくなったという面があるのではないかと心配している。それから、現実的な問題として、特に東京で受験した者から受験環境に対する不安、不満というののがかなり聞かれた。この問題については司法試験委員会としても御苦労されていると思われるが、一層の配慮を期待したいところである。受験環境と関係するかもしれない問題として男性に比べて女性の合格率が低いのではないかとこの疑問がある。これについては、本当に男女差があるのかどうか。あるとすればその原因は何かというのはかなり重要な問題だと思われるので、司法試験委員会としても分析していただきたいと思っている。

第1回の新司法試験の出題を全体として見ると適切な方向を目指していて、それがあがる程度まで成功したと言えると思われる。これは、サンプル問題から、プレテスト、本試験という過程で寄せられた意見を適切に取り入れた結果であって、作題者の御苦労が実を結んだということが言えると思われる。しかし、幾つかの点で改善の余地はある。全体として最も重要なのは、受験者に要求される作業量が試験時間に比べて多すぎる。短答式、論文式を通じてその問題があると思われる。これを改善することによって、新司法試験の質は更に向上するのではないかと考えている。

最後に合格率の問題について一言申し上げる。今年の全体の合格率については、ほぼ予想されたとおりの48パーセントとなっている。これは、法科大学院の計画当時に言

われた7, 8割という数字からはかなり低くなっているものの、全体で平均以上であれば合格できるという予想は、法科大学院生にとって一つの安心材料だったと思われる。

そのため、法科大学院での学習に地道に取り組むゆとりができたと考えている。しかし、来年以降、この合格率が30パーセント、更には20パーセント近くにまで下がるのではないかとということが予測されている。これは、法科大学院生を不安にさせる条件であることは否めない。つまり、上位の2割、3割に入らなければいけないと考えた学生が、短絡的に近道をして受験準備をしようと考えて、それに走ったとすると、法科大学院での教育効果は下がってしまう。新司法試験の競争率が高まることによって、かえって低い水準での競争になってしまうのではないかとということである。

それでは、新司法試験は旧司法試験と同じような弱点を抱え込むことになってしまうかもしれない。

もちろん、私ども教員としては、新司法試験は目先の受験技術で対応できる試験ではないということを学生に伝えていく必要があると思っており、単に試験に合格することではなくて社会に貢献できる優れた法律家になるという目標も持たなければいけないと学生に伝えることも必要だと考えている。しかし、合格率という現実の数字に非常に強い影響力があることも否定できない。現に法科大学院の学生が新司法試験科目以外の科目にあまり熱心に取り組まないという傾向が生じている。また、新司法試験の合格率の低下は、進路として法曹界の魅力を低下させると思われる。つまり、全体の合格率が50パーセントくらいだと、合格率の高い大学では70とか80パーセントの合格率が達成できるが、全体が20パーセント、30パーセントになってしまうとそれは非常に難しいと思われる。そうすると、法科大学院が新しい人たちを呼び込むことが難しくなる。実際、適性試験の出願者数は減り続けている。差し当たり2010年に予定されている3,000人の合格をそれより早く実施することを検討していただけないか。もちろん、それを実現するためには、法科大学院における教育の質を確保すること、それから、厳格な修了認定をすることが要求されると思われる。そのために、教員としても努力し、法科大学院協会としても可能な限り努力をする。せっかく良い方向に向かって離陸した法曹養成制度であるが、これが失速して墜落してしまうことがないようにする。これは、私たちにとって非常に重要なことだと思う。そのために、関係者が知恵を出し合うべきではないかと考えている。

程よい相関と言われたが、なるほどと思った。新司法試験と法科大学院とで異なる役割を担っているということだが、新司法試験科目以外の科目を学ぶというのは当然であるとして、ほかに何か法科大学院の役割として挙げられるものはあるか。

司法試験はペーパー試験であるので、そこで試せる能力は限定されている。例えば、口頭で議論をする、やり取りをする能力は新司法試験では試せない。それは法科大学院で鍛えなければならないし、評価されるべき部分に入っていると思われる。それから、いわゆる実務基礎科目については、新司法試験ではカバーするのが難しい部分があると思う。

相関と言っていたが、法科大学院でしっかりやっている学生が結果的に新司法試験を

受けても結果は良かったという相関が得られたということか。

そのとおりである。特に新司法試験で試されることを教えている科目とは、かなりの相関があると思われる。

新司法試験に出ない科目を勉強しないというのはすごくよくないことだと思う。それは限られた時間の中で新司法試験に出るものとそうでないものとを対立、並列して、こっちに時間を使えば、こっちに時間を使えないという関係にあると考えているのか。

出ない科目も勉強しておけば、結局は新司法試験にもプラスになるということにはならないのか。

本来は、どんな科目でも新司法試験に役立たないことはなく、例えば、外国法でも法制史でも法と経済学でも役に立つはずである。ただ、学生の観点からすると、どうしても即効性のあるところに力を注ぎたいという気持ちになる。一応、法科大学院を修了するためには選択科目を取らなければいけないから、新司法試験以外の科目もその限りでは強制的に勉強をするが、どれだけ力を入れるかということ、新司法試験にすぐに結びつくものに力を入れ、こっちは単位だけ取ればよいという発想になりがちである。

確かにそれは望ましい姿ではないと思う。

先ほど新司法試験が難しすぎるという意見が受験者にあるという御指摘があった。確かに決して易しいと感じるような試験ではないわけで、そういう意味で、難しすぎるとの感想は理解できないわけではないが、実際上は、これまでの試験もそうであったが決して100点満点を取らなければいけない試験ではない。なおかつ、今年の実情で言えば100点満点で70点、80点を取れば優秀答案のレベルであろうと思われる。合格ラインはもっと低い。そんな状況の中で、なおかつ、難しいということになるのかどうか。どのような基準で難しいという意見を述べているのか理解できない感じもするが、いかがか。

そのアンケートを取ったのが合格発表前ではなくて受験直後であるので、合格水準を想定しての回答ではなかったと思われる。難しすぎるといった人たちが合格しているかもしれない。

試験の内容そのものというよりは、法科大学院で教育されているということ踏まえた感想というか、考え方をうかがいたい。2010年に3,000人合格というのを早く達成してほしい、ということであったが、そのように枠を大きくすると一つひとつの試験の成績うんぬんとは別に、新しい司法制度の中において世の中の優秀な人材がどんどん来るといった実感はお持ちであるか。

逆に言うと、そうしないと多くの人がか来ない。

世の中にそういう人材がそれほどいるのかという、むしろそういうことも含めた実感

をうかがいたいのであるが。

それはいると思われる。チャンスがあれば法曹界に転進したいという人たちはかなりいる。出願は今でもある。ただ、社会人や他学部者の出願が減る傾向が大きい。それでも何とか、設置基準で期待されている30パーセントくらいを維持することは今のところできているが、これが更に低下したときに維持できるかどうか。それから、現実問題として、3,000人合格を前倒ししてどれくらいの効果があるのかということであるが、合格率としてはそれほど顕著に違わないかもしれないが、現実は何年間かで1,000人ほどの合格者が増えることになるので、大きな意味があると思う。

今年の受験生は一期生でもあり、比較的鳴り物入りで集まった学生と言われているようであるが、先生が御覧になっている学生についても、二期生、三期生と比べると相対的には優秀な期であると認識されているか。

私の大学で見る限りはそうだと思う。一期生は特に優秀な人たちが集まったという感覚がある。ただ、実際にどれくらいの差があるのかということになると難しい。

比較が困難な問題だとは思われるが、マスコミの報道などを見ていても、一期生が入ったときには一種の法学部ブームが発生するくらいの人材が集まったのではないか。

受験競争率もすごく高く、法科大学院の出願者も多かった。競争が厳しくなって、その結果、優秀な人が選抜されたということもあると思われる。全体の出願者が減る傾向があるために、その競争が緩くなっている傾向は否めない。

そのような比較的優秀な層が入学してきているという割には、受験生全体としての出来は、意外と振るわなかったのではないかという印象も受けている。

話は違うが、アンケートの結果、今回の新司法試験の結果を受けて、授業の内容を変更する必要がある先生方がいらっしゃるということであった。そのうちの二つを御指摘されて、自分の今の授業は不十分であると感じた方もいるということであったが、改善の方向性としてはどちらに向かうのか。よく言われるのは、講義形式なのか双方向なのかといったことであるが。

新司法試験でこういうことが出るから双方向で授業をやったほうが良いなどという判断は難しいと思う。仮に新司法試験の出題を見て、自分の教育では対応が不十分だったと思ったときに何を考えるかということ、多分教える内容に何か付け足すとか、あるいは、選び直す、そういう方向で考え直すのではないか。その際に、私が申し上げたいのは、試験に出ることを全部教えようとするのは間違いだということである。そこはしっかり押さえたほうが良いと思われる。そうすると、応用力で対応すべきものということになるが、その応用力を発揮できるような試験の内容でなければいけない。そうでないと、やはり全部憶えておかなければいけないということになってしまう。例えば、今回行政

法でいわゆる2項道路の問題が出た。しかし、だからといって、法科大学院で建築基準法を教えようとは誰も考えないだろう。出題者もそのとき条文を見て、中身を読み取ればよいと考えたはずである。だとすれば、じっくり中身を読み取る時間を与えているかというところを気を付けないといけないと思う。その時間を与えないと、それも教えておかなければいけないというメッセージになってしまうおそれがある。

せっかく考えられる法曹をと言っているのです、全体の問題量を考えるなどして考える時間を与えるというのは確かに必要である。

悩ましいところである。色々な受験生がいる中で全員に適切な問題を作るというのは、非常に難しい気がする。

量をやや少な目にして、じっくり書かせるほうが力が出せるのだろうか。

試験でどのような力を求めるかということもある。例えば、普通の実務家というのは相当忙しい中で時間の割り振りを決めて、効率のよい時間配分を考えて仕事をしているというのが実情なので、そういう良い意味での要領のよさは実務家として重要な資質の一つではないか。

それは、仕事を実際に始まってから、段々憶えていくのでもよいのではないかと思うが。

私どもとしてはどこで手を抜くかといった教え方はあまりしたくない。もっとも、当然、実際問題としては時間に限りがあるので取捨選択が必要になる、それは確かにそうだと思う。